いしかりしじょうほう こ み ゅ に け ー し ょ ん じょうれい かしょう かかる ほうしんしょ 【石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る方針書 のイメージ】

(はじめに)

(ロリよう) ないよう はようしんしょ じょうれい 資料3の内容のとおり、方針書は条例ができてからつくられるものな ので、方針書のたたき台はまだつくることができません。

しかし、方針書というのはどんな形なのか、どの様に書かれているものなのかというのを見ておくことで、これからつくっていく方針書の参考になるのではないかと思います。

そこで、次のページ(2ページ目)から、石狩市の手話の方針書の一部を参考としてのせましたので、それを皆さんで確認していき、方針書とはこういう形なんだ、という全体的なイメージを持ってもらえればと思います。

それでは、2ページ目からの参考の文を確認をしていきましょう。

^{さんこう ぶん} 【参考の文】

これから参考とするのは「石狩市手話に関する基本条例に規定する しきく すいしん にまる しき を推進するための方針」の一部となります。

まずは最初の文からどのように書かれているのか確認をしていきましょう。

さいしょ ぶん しりょう 1 ペーじゅ かかれて さいしょ ぶん さんこう 《最初の文》 資料3の1ページ目に書かれている「《最初の文》」を参考に かくにん 確認をしていきましょう。

いしかりししゅわ かんするきほんじょうれい へいせい 2.5 ねんじょうれいだい 3.6 ごう だい5じょうだいこう きてい 石狩市手話に関する基本条例(平成25年条例第36号)第5条第1項の規定にまって しょく すいしんほうしん きだめた どうじょうだい 5 こう きてい まとづき こうひょう 基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

しさく **(施策について) (施策の基本的方向) (推進する施策)** この三つすべてが、一つの文の中に入っています。

- 2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (1) <u>施策の基本的方向</u>

現在、音声言語により提供されている行政情報等について、日常生活をは じめ、災害時や感染症の流行時などにおいても、手話による情報の取得がで かんきょう しゅわ つかいやすいかんきょうづくり すすめて きる環境や手話が使いやすい環境づくりを進めていきます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ず しゅわ ぎょうせい じょうほうはっしん ひるめて たょう ばいたい りょう 手話による行政の情報発信を広めていくため、多様な媒体を利用した じょうほうはっしん すすめて 情報発信を進めていきます。

いしょう しゅわ ほうしんしょ いちぶ 以上が、手話の方針書の一部となりますが、この文の中の「<u>手話による</u> じょうほうしゅとくおよびしゅわ つかいやすいかんきょうづくり かんするじこう **情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項**」というのが しきく つぎ しさく りゅう もくてき しさく きほんてきほうこう 「施策」であり、次に施策にした理由や目的となる「<u>施策の基本的方向」</u>かかれ、その次に具体的にどんなことをやっていくのかという「<u>推進</u>しきく すいしん しきく かかれます。

tooki tili 【説明の最後に】

これからつくろうとする方針書も、手話の方針書と同じような形でつくっていければと事務局では考えており、条例を考えていく中できぬていく「施策」をもとに、今後、改めて方針書のたたき台をつくっていきたいと思っています。